

子ども医療費助成のあらまし

子ども医療費助成制度とは、お子さんが元気に育つことを願って、保護者が支払う医療費の一部を助成する制度です。



■ 助成対象者 ■

三条市に住所のある子どもの保護者

■ 助成対象期間 ■

通院・入院ともに出生から18歳となる年度まで

■ 助成の内容 ■

医療費の自己負担額（2割又は3割）のうち次の**一部負担金**を除いた額を助成します。

- 通院：1日 530円（同じ医療機関等において月4日まで。5日目以降は無料です。）
- 入院：1日1,200円（差額ベッド代などは対象外）
- 訪問看護：1日 250円
- 調剤：一部負担金はいただきません。



■ 受診の方法 ■

- 県内の医療機関等を受診するとき
健康保険証と受給者証を提示し、一部負担金をお支払いください。
- 県外の医療機関等を受診するときや、受給者証を忘れたとき
一旦、健康保険証の負担どおり2割又は3割負担分をお支払いください。その後、受診した月の末日から6か月以内に、受給者証、領収書、振込先となる受給者名義の預金通帳をお持ちになり、届出窓口にて、一部負担金との差額の払戻し手続きを行ってください。後日、助成金を振り込みいたします。
- 補装具（弱視用メガネ、コルセットなど）を作ったとき
初めに、お持ちの健康保険証に記載されている保険者に、療養費の払戻し手続きを行ってください。その後、保険者から療養費支給決定通知書が届きましたら、受診した月の末日から6か月以内に、療養費支給決定通知書、受給者証、医師の証明書、領収書、振込先となる受給者名義の預金通帳をお持ちになり、届出窓口にて、払戻し手続きを行ってください。後日、支給決定額を除いた助成金を振り込みいたします。

■ こんなときには必ず届出が必要です ■

- 氏名、住所、保険証等に変更があったとき
- 受給者証を紛失したとき



〈市民窓口課予約サイト〉



〈電子申請サービス〉

■ 届出窓口 ■

- 市民窓口課市民総合窓口（※）
 - 栄、下田サービスセンターの総合窓口グループ
- ※市民窓口課市民総合窓口での手続きは予約ができます。
予約サイト又は予約専用電話（050-1809-8310）をご利用ください。

※受給者証の新規取得及び再発行は電子申請が可能です

■ このようなときには受給者証は使えません ■

- 健康保険が適用されないもの（健康診断、薬の容器代等）
- 学校等でケガをしたとき（日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に該当するもの。ただし、場合によっては子ども医療費助成の対象になりますので、詳しくはお問い合わせください。）
- 交通事故等（第三者行為）によるケガをしたとき
- 市外に転出したとき（転出先の自治体の助成制度が適用されます。）

【問合せ先】 三条市教育委員会子育て支援課 子育て支援係 TEL0256-45-1113